

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月30日

(宛先) 秋田市長 殿

提出者

住 所 秋田市飯島字古道下川端217-6

氏 名 東北緑化環境保全株式会社

能代支社 秋田事務所

事務所長 大関洋一

電話番号 018-846-7195

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

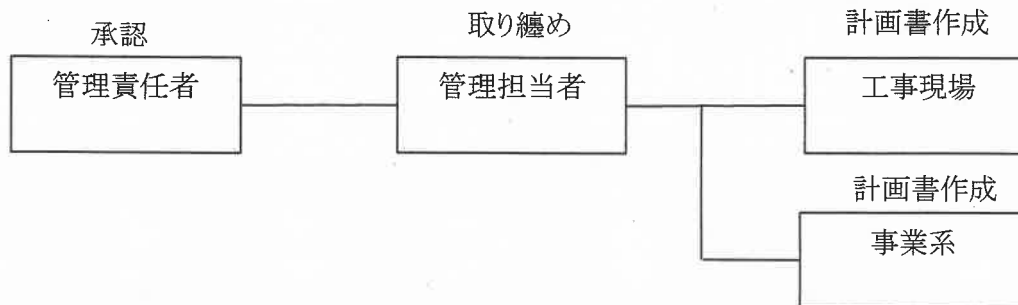
事業場の名称	東北緑化環境保全株式会社 能代支社 秋田事務所
事業場の所在地	秋田市飯島字古道下川端217-6
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業、環境計量証明事業
②事業の規模	171百万円(内本社依頼分81百万円)
③従業員数	4人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	建設系: がれき類→分別(現場)→破碎(委託)→再生砕石で利用 事業系: 廃プラ混載→分別(委託)→焼却(委託)→埋立最終処分 事業系: 廃酸等→運搬(委託)→焼却(委託)→埋立最終処分

(日本産業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) がれき類(コンクリート塊)は、再生業者へ処理を委託した。 廃プラ類は、最終処理処分業者に処理を委託した。 混載物については、分類を含め中間処理業者に処理を委託した。 廃油等・廃石綿等については、最終処理処分業者に処理を委託した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 工事に伴う廃棄物は令和7年度以降、秋田事務所として工事を受注しない為、排出予定はない。 事業系の廃棄物として、事務所備品等の廃棄を予定している。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鉄筋コンクリートについては現場内で小割してがらと鉄筋に分別した。 廃プラ混載については、分別も含めて中間処理業者に委託した。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ混載については、分別も含めて中間処理業者に委託する予定。 (アームロールBOX内に投棄する際は、同じ種類のものを袋詰めや箱詰めにして分別しやすいようにする予定)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物処理は、全量処理業者に委託するため、自ら産業廃棄物の再生利用はない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状同様、産業廃棄物処理は、全量処理業者に委託するため、自ら産業廃棄物の再生利用はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物処理は、全量処理業者に委託するため、自ら産業廃棄物の中間処理は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状同様、産業廃棄物処理は、全量処理業者に委託するため、自ら産業廃棄物の中間処理は行わない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 産業廃棄物処理は、全量処理業者に委託するため、埋立又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 現状同様、産業廃棄物処理は、全量処理業者に委託するため、埋立又は海洋投入処分は行わない。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	産業廃棄物の種類	排出産業廃棄物全種類	
	全処理委託量	1,816.67 t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	44.59 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	1,769.30 t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	2.78 t	t
	(これまでに実施した取組) 排出品目により、優良認定業者・再生利用業者に委託している。		

別紙内訳

【前年度(令和6年度)実績】				
産業廃棄物の種類	がれき類 コンクリートガラ	廃プラスチック類	廃プラ混合廃棄物	ガラ・コン・陶磁器くず
全 処 理 委 託 量	1,769.16 t	0.54 t	2.78 t	0.31 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	0.54 t	0 t	0.17 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	1,769.16 t	0 t	0 t	0.14 t
認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	2.78 t	0 t

産業廃棄物の種類	廃油	廃酸	廃アルカリ	特別管理産廃廃棄物 廃石綿等
全 処 理 委 託 量	0.036 t	0.55 t	0.113 t	43.17 t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.036 t	0.55 t	0.113 t	43.17 t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t	0 t	t
認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t

産業廃棄物の種類	水銀使用製品廃棄物 水銀灯	—	—	—
全 処 理 委 託 量	0.011 t	t	t	t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.011 t	t	t	t
再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	t	t	t
認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	t	t	t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ混載廃棄物	
	全処理委託量	1.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1.0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年同様の業者に委託する予定。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。